

一般社団法人山梨県言語聴覚士会

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人山梨県言語聴覚士会（以下「当法人」という。）定款第6条の規定に基づき、賛助会員及び賛助会費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は、当法人の目的及び事業に賛同し、賛助会費（以下「会費」という。）を納入する個人及び団体で、理事会の承認を得た者とする。

(入会手続)

第3条 賛助会員になろうとする者は、入会申込書に所定の事項を記入し、会長に申し込むものとする。

(会費)

第4条 会費は、1口5,000円とする。

- 2 会費は毎年7月末日までに、当法人の指定する口座に一括して振り込むものとする。
- 3 年度の途中において入会した場合は、入会申し込みと同時に納入するものとする。
- 4 既納の会費は、返還しないものとする。

(退会)

第5条 賛助会員で退会しようとする者は、文書をもってその旨を会長に届け出るものとする。

(特典)

第6条 賛助会員は、次のような特典を受けることができる。

- (1) 当法人が発行する県士会 NEWS への広告の掲載
- (2) 当法人の開催する講演会などへの参加
- (3) 当法人の提供するその他の便宜

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の審議、決定を得て実施する。

(附則)

この規程は、平成26年9月1日から施行する。